

2019年9月2日

消費者庁消費者政策課御中

「第4期消費者基本計画の構成（案）」に関する意見

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

「第4期消費者基本計画の構成（案）」について以下の通り意見を申し述べます。

1. 「これまでの取組における教訓と、課題の整理」を項目として加えてください。（第2章）

<理由> 「第1期から第3期までの計画における取組」に関しては、これまでの消費者基本計画の策定や検証・評価・監視（PDCA）において、消費者庁が「消費者行政の司令塔」として他省庁等に対しできたこと、できなかったことの総括を加える必要があります。

「これまでの取組における教訓と、課題の整理」を項目として第2章の次に加えてください。

2. 「Society5.0への対応」を、「政策推進の基本的な方向」として強調する必要はないと考えます。（第3章）

<理由> 「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」報告書では、「基本理念に直接関わる提言」として項目だてされたのは、「消費者政策によるSDGs実現への貢献」と『消費者問題』の捉え方を考え直す」の2点でした。今回の案で、「第3章 第4期基本計画の期間中における政策推進の基本的な方向」の中に「Society5.0への対応」が入っていますが、これは背景として捉えるべき要因であり、取り上げるとすれば、第2章「消費者・消費者行政を取り巻く環境の変化」に移すべきと考えます。なお、文章に「科学技術の発展は消費者にとって利便性向上とリスクの両面があることを踏まえ、両者の適切なバランスを図った良質な社会基盤を官民一体で整備する」とありますが、デジタル技術がますます進展する社会情勢の中で、消費者政策としては消費者の権利や利益が守られる方向で取り組むべきであり、利便性があつたとしても、リスクが消費者の権利を侵すものであれば、「やらない」判断をすべきと考えます。

3. 「消費者行政の体制・予算の確保」を追加してください。（第4章）

<理由> 第4章～で挙げられているのはいずれも重要なことですが、これらを進める上では国の消費者行政の体制・予算の確保が重要です。特に消費者庁については設立以来、事務局の大半を他省庁や民間からの出向者に依拠する組織体制となっていますが、消費者問題の専門性確保という観点からも、体制（特に生え抜き人材）の拡充と予算の確保が必要です。

4.実効的な検証・評価が行える消費者基本計画にしてください。(第6章)

<理由> これまでの消費者基本計画工程表に記載されている施策の大部分が、「 を推進する」「 を検討する」と総論的な記述である上、それを補うべき5ヵ年の工程も多くは5年間にわたり平板な矢印が引かれているという体裁になっていて、それぞれの項目においていつまでに何をするのか、計画の実効性が全く見えてこないという問題がありました。いつまでに何をするのか、年度毎により具体的な記述にしてください。

また、KPIについては、施策の目標の達成度で評価しなければいけません。情報発信の数値などの記載は、その基にはなりますが、施策の目標自体ではありません。KPIの設定項目も抜本的に見直す必要があり、そのことも項目として加えてください。

以上